

令和2年度における山形市職員の懲戒処分等の状況について公表します。

令和2年度における懲戒処分等の状況

1 懲戒処分

| | |
|----|----|
| 免職 | 1人 |
| 停職 | 1人 |
| 減給 | 1人 |
| 戒告 | 1人 |
| 計 | 4人 |

2 懲戒処分以外の措置（矯正措置）

| | |
|--------|-----|
| 文書訓告 | 6人 |
| 文書厳重注意 | 17人 |
| 口頭厳重注意 | 1人 |
| 計 | 24人 |

※ 「矯正措置」とは、懲戒処分には至らない軽度の義務違反で、かつ、当該義務違反を放置しておくことが好ましくない影響を与えると認められる場合に行う地方公務員法に基づかない措置であり、重い順に文書訓告、文書厳重注意、口頭厳重注意の3種類に区分しています。